

平成30年度「防災機能等強化緊急特別推進事業（防災機能強化事業（ブロック塀等安全対策事業））」に係る計画調書について

I 提出書類・提出方法

1 提出書類

※提出期限までに全ての書類が提出できない場合は、今回の採択事務への対応ができませんので御留意ください。

- ① 平成30年度防災機能等強化緊急特別推進事業計画調書（総括表）（様式1）
- ② 採択理由書（様式5）
- ③ 平成30年度ブロック塀等安全対策事業計画調書（様式6-1～6-2）
- ④ 提出書類チェック表（様式6-3）
- ⑤ 工事予定のブロック塀等の位置を示した配置図（様式自由）
- ⑥ 工事費、点検調査費及び実施設計費に係る入札の内容が分かる書類又は見積書の写し（3社以上）
- ⑦ その他参考となる資料
- ⑧ 平成30年度防災機能等強化緊急特別推進事業事務担当者名簿

2 提出方法

電子媒体及び紙媒体（1部）による提出とする。様式以外の書類については、適宜、PDFなど電子ファイル化すること。なお、提出後の差し替え、再提出は認められないので注意すること。

また、電子媒体の提出が困難である場合は、相談すること。

- ① 保存形式：MS-EXCEL、MS-WORD、一太郎、PDF 又はリッチテキスト形式

**なお、様式1、5、6-1～6-3、担当者名簿は、所定の様式を使用すること。
（様式はPDF化せず、Excelファイル形式で提出すること。）**

- ② 提出方法：

(ア) 電子媒体は、総括表（様式1）に記入した事業ごとに必要な様式・添付ファイルを一つのフォルダにまとめ、圧縮ファイルに保存の上、メールにて提出すること。

メールで送付することが困難な場合は、通知文に記載の問合せ先まで連絡すること。

フォルダ名は次のとおりとする。

【(法人番号)(法人名)】ブロック塀計画調書

(例) 【000001 文部科学学園】ブロック塀計画調書

(イ) 紙媒体は、総括表（様式1）に記入した事業ごとに、様式、添付資料をまとめて両面印刷、左肩ダブルクリップ止めとする（様式は様式ごとに両面、添付資料は添付資料だけで両面。様式の裏面に添付資料とならないようにすること）。

- ③ 注意事項：

(ア) 必ず法人事務局担当課から提出すること。

(イ) 計画調書のほかに「計画調書提出確認表」を別途、メールにて送付すること。

(ウ) メール件名は次のとおりとする。

【(法人番号)(法人名)】計画調書提出確認表 (例) 【000001 文部科学学園】計画調書提出確認表

(エ) 提出期限までに全ての書類が提出できない場合は、今回の採択事務への対応ができませんので御留意ください。

II 申請の単位

申請は、学校法人が設置する大学・短期大学・高等専門学校ごとに行うものとする。同一建物や同一敷地等を複数の学校で利用している場合は、工事予定のブロック塀等の位置を示した配置図（様式自由）に各学校の建物や敷地の利用状況が分かるように明示し、ブロック塀等の位置関係や構内の利用実態に応じて学校ごとに経費を按分して申請すること。その場合の補助対象事業経費の下限は、学校ごとに按分した結果を対象とする。また、按分方法についての計算過程を様式6-2に記入すること。

III 補助対象経費

学校施設におけるブロック塀等の外観に基づく点検や内部の点検の結果、安全性に問題があるとされたブロック塀等の安全対策に必要な経費（表1）であって、次の①及び②の要件を備えているものとする。

なお、工事費は、再設置、改修を行うブロック塀等の長さ（m）に80,000円を乗じた額を上限とする。

【要件】

①次の（a）又は（b）のブロック塀等の安全対策工事。

（a）既存不適格のブロック塀等

設置当時は建築基準法の基準に適合していたが、建築基準法の改正で、以下の事項が「既存不適格」（別添参考資料「ブロック塀等に係る建築基準法施行令の主な改正経過」参照）となったブロック塀等に係る安全対策。

- ・高さ
- ・厚さ
- ・控え壁
- ・鉄筋の接合方法、モルタルの充填状況
- ・鉄筋のピッチ及び定着状況
- ・基礎の寝入れ深さ

（b）老朽化により亀裂や傾斜、ぐらつき等の劣化損傷が生じているブロック塀等

※劣化損傷が生じているブロック塀等の安全対策工事は、劣化損傷部分の改修等を行う工事に係る必要最小限の範囲を補助対象とする。

②1学校あたりの補助対象事業経費が300万円以上であること。

（表1）

経費区分	内容
点検調査費	本事業の対象となるブロック塀等に係る点検調査（※）に要する経費を対象とする。ただし、学校関係者による自主的な点検に要する経費（人件費、備品購入経費等）については、対象外とする。 ※点検調査：平成20年3月10日国土交通省告示第282号に定められている調査項目のうち、上記【要件】①（a）、（b）に掲げる事項に係る外観に基づく点検及び内部の点検。
実施設計費	補助対象工事の施工範囲に係る実施設計費とする。なお、基本設計費及び監理費は補助対象外。
工事費	ブロック塀等の改修、撤去、再設置に係る経費を対象とする。なお、再設置を伴わないブロック塀等の撤去部分は補助対象外。

IV 補助対象外経費

- 1) 再設置を伴わないブロック塀等の撤去部分に要する経費。
- 2) 新設の大学等及び未完成の学部・学科（設置された大学等・学部・学科が改組転換または既設学部・学科（既設の短期大学または高等専門学校を学科を含む）からの定員の振替によるものを除く。）に係る経費。
- 3) 主として学生以外の者の利用に供する施設（事務局、病院施設、学長室等）を区分するために設置されたブロック塀等の安全対策に要する経費
- 4) 他の国庫補助を受ける事業に係る経費（当該年度において補助を受けようとするものを含む。なお、本事業の申請と同時に他の国庫補助の申請を行うことはできない。）。
- 5) 基本設計及び工事の監理に係る経費。
- 6) 設置当時の建築基準法に適合していないブロック塀等の安全対策に要する経費。
- 7) 安全対策が必要なブロック塀等の長さ以上のブロック塀等の再設置に要する経費。

V 補助率

ブロック塀等工事（実施設計費を含む）及び点検調査に要する経費の合計の1/2以内

VI 計画調書等作成要領

1 平成30年度防災機能等強化緊急特別推進事業計画調書総括表【様式1】

- ①「法人番号」は私立大学等経常費補助金の申請に使用するもの同一の番号とする。昇格等による番号の変更により、一覧と一致しない場合は、私立大学等経常費補助金で使用する番号を記入し、一覧の番号を括弧表示で示すこととする。（例）131999（132099）
- ②「調書作成担当者所属・職・氏名」及び「電話番号」欄には、提出された計画調書について後日照会することもあるので、対応できる方の氏名及び電話番号を記入すること。
- ③「種別」欄は、「防災機能強化（ブロック塀等）」を選択すること。
- ④「事業名」は、内定通知送付の際に使用するもので、簡潔な名称にすること。なお、施設を共用している場合は、学校間で同一名称にならないよう、「〇〇事業（大学）」、「〇〇事業（短大）」等の表記で区分できるようにすること。
- ⑤「補助対象事業経費」欄には、様式6-1の「補助対象事業経費」欄の金額を記入すること。
- ⑥「補助希望額」欄には、様式6-1「補助希望額」欄の金額を記入すること。
- ⑦複数の大学、短期大学、高等専門学校で共用する施設に対する事業の場合は、経費を合理的な按分方法でそれぞれ算出した上で、大学、短期大学、高等専門学校ごとに申請するとともに、備考欄にその旨を記入すること。

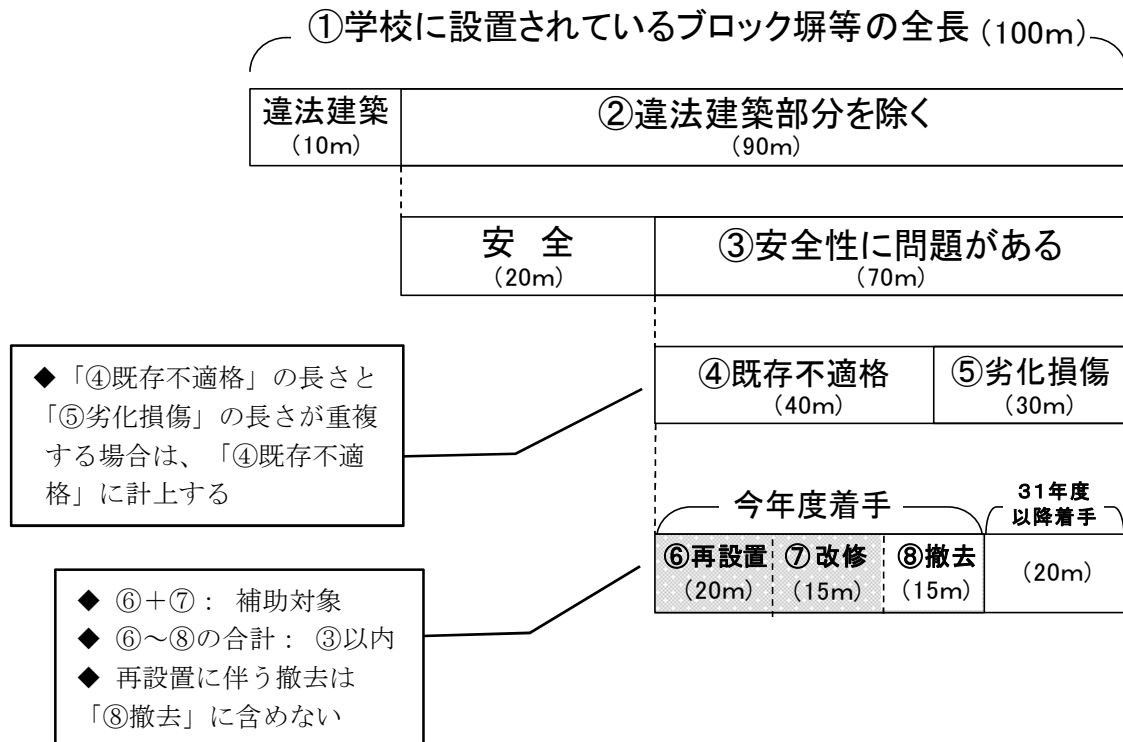
2 採択理由書【様式5】

- ①採択理由書は事業ごとに記入すること。なお、施工業者・設計業者・点検調査業者が分かれる場合は、それぞれ別葉で作成すること。
- ②施工業者等が複数にわたる場合はそれぞれ別葉で作成し、それぞれの「採択業者」の入札金額の合計を以下のように一致させること。
 - ※ 入札金額と一致させる金額
 - ・ 施工業者の採択業者入札金額：様式6-1の「⑭総工事費」
 - ・ 点検業者の採択業者入札金額：様式6-1の「⑰点検調査費」
 - ・ 設計業者の採択業者入札金額：様式6-1の「⑳実施設計費」
- ③補助金の効果的配分を推進する観点から、計画の策定に当たっては価格の妥当性等を十分勘案し、補助対象事業経費が適正かどうかについて特に留意すること。
- ④「業者採択理由欄」には、入札の状況、工事内容等を比較した結果などを具体的に明示すること。また、入札に参加した業者の選定理由についても記入すること。

3 平成30年度ブロック塀等安全対策事業計画調書【様式6-1】

- 1) 総括表（様式1）に記入した事業ごとに別葉で作成すること。なお、大学・短期大学・高等専門学校で共用する建物に対する事業の場合は、大学・短期大学・高等専門学校ごとに別々に作成すること。また、それぞれの事業経費を算出するにあたって用いた合理的な按分方法を添付すること（様式任意）。
- 2) 「事業名」欄は、内定通知送付の際に使用するもので、簡潔な名称にすること。なお、施設を共用している場合は、大学・短期大学・高等専門学校間で同一名称にならないよう、「〇〇事業（大学）」、「〇〇事業（短大）」等の表記で区分できるようにすること。
- 3) 「事前着手承認申請」欄は、当該工事について「交付内定前の事業着手承認申請書」を提出している場合は、プルダウンから「申請済」を選択すること。
- 4) 「1. ブロック塀等の現状」
 - (A) 学校全体のブロック塀等について①、②の全長、(B) 安全対策が必要なブロック塀等について④、⑤の全長を記入すること（小数点第1位未満切り捨て）。③には④と⑤の合計の全長が示される。
 - 1つの学校に複数のブロック塀等が設置されている場合、学校に設置されている全てのブロック塀等の合計の長さを記入すること。また、同一建物や同一敷地等を複数の学校で利用している場合は、ブロック塀等の位置関係や構内の利用実態に応じて学校ごとに計上すること。
- 5) 「2. ブロック塀等の安全対策」
 - 安全対策を実施するブロック塀等について、安全対策の方法（⑥再設置、⑦改修、⑧撤去）ごとにブロック塀等の長さを記入すること。ブロック塀等の再設置に伴う撤去は⑧撤去に含めないこと。
 - ・ 「再設置」とは、元々有しているブロック塀等を撤去後、同じ場所に新しく設置すること。
 - ・ 「改修」とは、ブロック塀等の撤去を伴わず、補修や控え壁の設置等を行うこと。

(イメージ図)



以下の経費について記入すること。

「工事費」：「⑭ 総工事費」は施工業者の入札書の金額及び様式6-2の「本事業に係る工事費」と一致させること。

「⑮ ⑭のうち補助対象工事費」は様式6-2の「補助対象工事費」と一致させること。

「⑯ 補助対象上限工事費」は「⑥再設置」と「⑦改修」の長さの合計に80,000円を乗じた金額が示される。

「⑰ 補助算定上の工事費」は⑮と⑯のうちどちらか小さい方の金額が示される。

「点検調査費」：「⑱ 点検調査費」は点検業者の入札書の金額及び様式6-2の「点検調査費」と一致させること。

「⑲ ⑱のうち補助対象点検調査費」は様式6-2の「補助対象点検調査費」と一致させること。

※点検調査費については、Ⅱ補助対象経費の(表1)を参照すること。

「実施設計費」：「⑳ 実施設計費」は設計業者の入札書の金額及び様式6-2の「実施設計費」と一致させること。

「㉑ ㉑のうち補助対象実施設計費」は様式6-2の「補助対象実施設計費」と一致させること。

「㉒ 補助対象事業経費」は⑰、⑲、㉑の合計額が示される。

4 工事費・点検調査費・実施設計費の内訳【様式6-2】

- 1) 様式6-1の事業経費の内訳を項目ごとに記載すること。様式には、按分や補助対象外による経費についても記入することとし、入札金額との整合性を取れる形で作成すること。なお、消費税などについては、適宜按分し、分かりやすく記入すること。
- 2) 「工事区分」欄は、「撤去」、「設置」、「改修」、「その他」等を記入すること。
- 3) 「内容」欄には、工事区分の具体的な内容を記入すること。
- 4) 「数量」欄は、施工面積・幅・長さや購入数量が明らかな場合は、「一式」ではなく、単位とともに記入すること。
- 5) 様式の欄が不足する場合や、様式では記載し難い場合は、欄を広げるか、又は適宜別紙(様式任意)に記入することとし、1枚に納めるために省略することのないようにすること。

7 工事予定のブロック塀等の位置を示した配置図（様式自由）

- ①できるだけ、簡潔にまとめたものを提出すること。
- ②同一建物や同一敷地等を複数の学校で利用している場合は、各学校の建物や敷地の利用状況について、マーカー等を用いて分かりやすく明示すること。

8 入札の内容が分かる書類又は見積書の写し

私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））交付要綱第9条において、補助事業の遂行については、国の契約及び支払に関する規定の趣旨に従い、公正かつ最少の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めることを求めている観点から、入札書等の提出に関しては以下のように行うこととし、事業経費が適正かどうかについては特に留意すること。

- ①原則として国又は地方公共団体の契約方法にならい（ホームページに掲載されている「建設工事等に係る補助事業遂行にあたっての留意事項」を参照。）、入札等の競争により契約先及び契約金額を決定すること。入札を実施することができないやむを得ない事由がある場合は、3社以上の業者の見積合わせ等により決定すること。ただし、指名競争入札あるいは見積合わせにおいて辞退した業者は、原則としてこの3社に含めない。
- ②業者の入札書の写しは、入札書右上に、採択した業者については「採択」と朱書きして、入札金額の合計金額及び内訳が分かるものを提出すること。不採択の業者については「不採択」と黒字で記入し合計金額がわかる部分のみを提出すること。
- ③入札書の写し等には、理事長が原本証明をすること。（原本証明したものをPDF化すること。なお、原本証明する添付資料の一覧を、理事長の押印付の公文書にて提出することでも可能とする。）
- ④補助事業が補助対象と対象外に分かれる場合は、採択業者の入札書の写し等にマーカー等を用いてわかりやすく明示すること。

8 その他参考となる資料

必要となる部分のみを抜粋し、できる限り枚数を少なくすること。

9 平成30年度防災機能等強化緊急特別推進事業事務担当者名簿

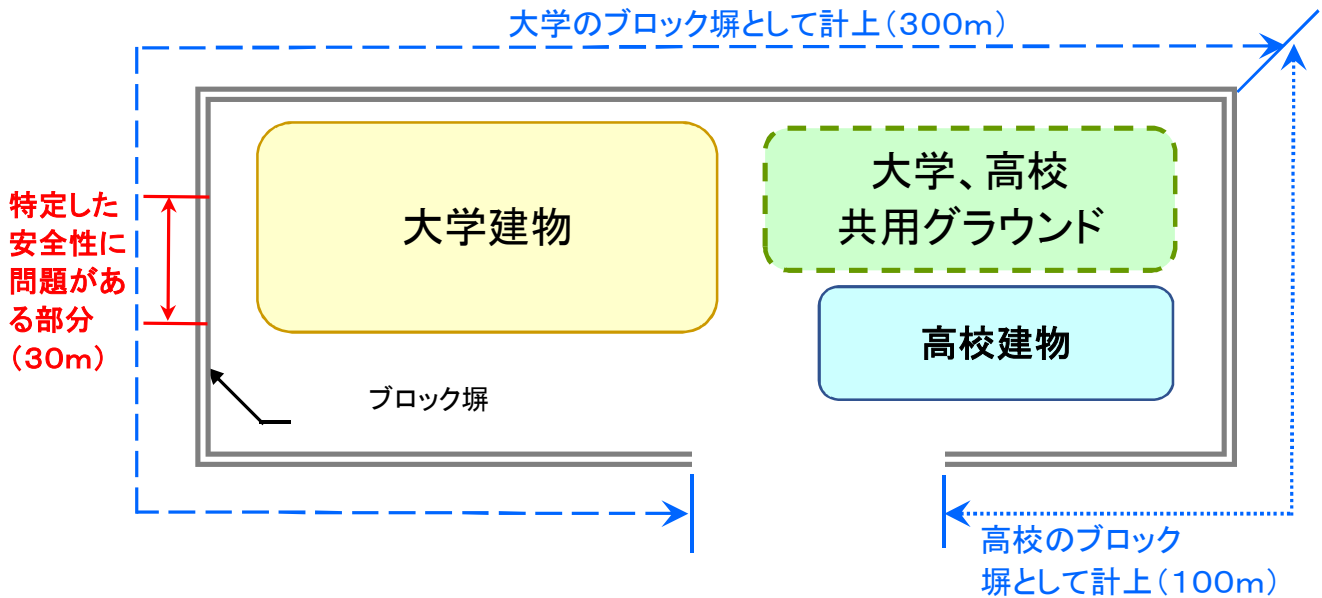
- ①「補助金事務担当者名」欄には、調書の内容について問い合わせを行う場合があるので、この補助金関係の事務を直接担当している者を記入すること。また、補助金事務担当者の変更になった場合には、速やかに変更後のものを提出すること。
- ②法人及び大学等の本事業を担当する出先機関等が東京23区内にある場合は、その所在地、電話番号等を「備考」欄に記入すること。

同一の敷地等を複数の学校が利用している場合のブロック塀等について（参考）

◆同一の敷地等を複数の学校で利用している場合、ブロック塀等の位置関係や構内の利用実態に応じて、いずれかの学校に計上すること。

パターン①

【大学】	【高校】
ブロック塀等の全長 : 300m	ブロック塀等の全長 : 100m
安全性に問題があるブロック塀等の全長 : 30m	安全性に問題があるブロック塀等の全長 : 0m



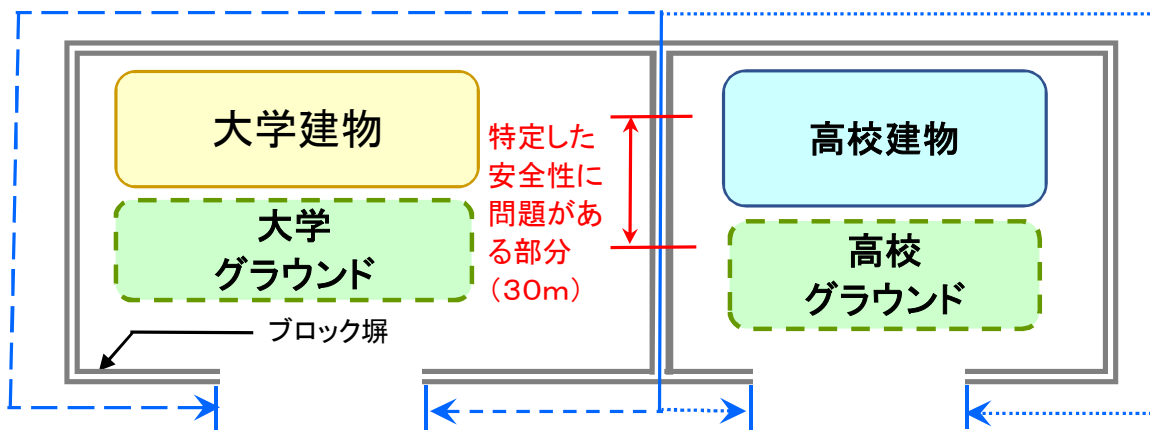
パターン②

※大学敷地と高校敷地の境界である共通部分（90m）は、大学、高校それぞれの学生定員で按分して算出する。

【大学定員】 2,000人 【高校定員】 1,000人

【大学】	【高校】
ブロック塀等の全長 : 330m	ブロック塀等の全長 : 270m
$270m + 90m \times 2,000人 \div 3,000人 = 330m$	$240m + 90m \times 1,000人 \div 3,000人 = 270m$

安全性に問題があるブロック塀等の全長 : 20m	安全性に問題があるブロック塀等の全長 : 10m
$30m \times 2,000人 \div 3,000人 = 20m$	$30m \times 1,000人 \div 3,000人 = 10m$



--- 大学部分(270m) 高校部分(240m) ——— 共通部分(90m)

パターン③

※大学と高校で建物を共有している場合は、大学、高校のそれぞれの学生定員で按分して算出する。

【大学定員】2,000人 【高校定員】1,000人

【大学】

ブロック塀等の全長：400m
 $600\text{m} \times 2,000\text{人} \div 3,000\text{人} = 400\text{m}$

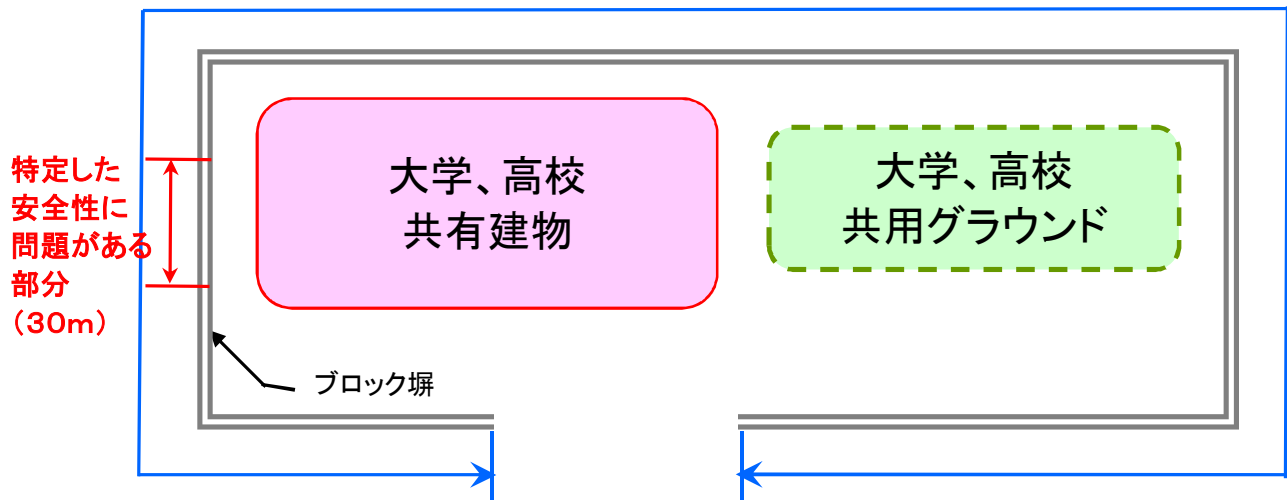
【高校】

ブロック塀等の全長：200m
 $600\text{m} \times 1,000\text{人} \div 3,000\text{人} = 200\text{m}$

安全性に問題があるブロック塀等の全長：20m
 $30\text{m} \times 2,000\text{人} \div 3,000\text{人} = 20\text{m}$

安全性に問題があるブロック塀等の全長：10m
 $30\text{m} \times 1,000\text{人} \div 3,000\text{人} = 10\text{m}$

ブロック塀の全長(600m)



ブロック塀等に係る建築基準法施行令の主な改正経過

◆第61条

<制定：昭和25年政令第338号 施行：昭和25年11月23日>

第61条（組積造のへい）

- 1 組積造のへいは、下の各号に定めるところによらなければならない。
 - 一 高さは3m以下とすること。
 - 二 各部分の壁の厚さは、その部分から壁頂までの垂直距離の10分の1以上とすること。
 - 三 長さ4m以下ごとに、壁面からその部分における壁の厚さの1.5倍以上突出した控壁（木造のものを除く。）を設けること。但し、その部分における壁の厚さが前号の規定による壁の厚さの1.5倍以上ある場合においては、この限りでない。

<制定：昭和45年政令第333号 施行：昭和46年1月1日>

第61条（組積造のへい）

- 1 組積造のへいは、次の各号に定めるところによらなければならない。
 - 一 高さは2m以下とすること。
 - 二・三 略
 - 四 基礎の根入れの深さは、20cm以上とすること。

<制定：昭和55年政令第196号 施行：昭和56年6月1日>

第61条（組積造のへい）

- 1 組積造のへいは、次の各号に定めるところによらなければならない。
 - 一 高さは1.2m以下とすること。
 - 二 各部分の壁の厚さは、その部分から壁頂までの垂直距離の10分の1以上とすること。
 - 三 長さ4m以下ごとに、壁面からその部分における壁の厚さの1.5倍以上突出した控壁（木造のものを除く。）を設けること。ただし、その部分における壁の厚さが前号の規定による壁の厚さの1.5倍以上ある場合においては、この限りでない。
 - 四 基礎の根入れの深さは、20cm以上とすること。

◆第62条の8

<制定：昭和45年政令第333号 施行：昭和46年1月1日>

第62条の8（へい）

- 1 補強コンクリートブロック造のへいは、次の各号（高さ1.2m以下のへいにあつては、第五号及び第七号を除く。）に定めるところによらなければならない。ただし、構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。
 - 一 高さは3m以下とすること。
 - 二 壁の厚さは、15cm（高さ2m以下のへいにあつては、10cm）以上とすること。
 - 三 壁頂及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径9mm以上の鉄筋を配置すること。

- 四 壁内には、径9 mm以上の鉄筋を縦横に80 cm以下の間隔で配置すること。
- 五 長さ3.2 m以下ごとに、径9 mm以上の鉄筋を配置した控壁で基礎の部分において壁面から高さ5分の1以上突出したものを設けること。
- 六 第三号及び第四号の規定により配置する鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、縦筋にあつては壁頂及び基礎の横筋に、横筋にあつてはこれらの縦筋に、それぞれかぎかけして定着すること。
- 七 基礎のたけは、35 cm以上とし、根入れの深さは30 cm以上とすること。

<制定：昭和55年政令第196号 施行：昭和56年6月1日>

第62条の8 (へい)

1 補強コンクリートブロック造のへいは、次の各号（高さ1.2 m以下のへいにあつては、第五号及び第七号を除く。）に定めるところによらなければならない。ただし、構造計算又は実験によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

一 高さは2.2 m以下とすること。

二～四 略

五 長さ3.4 m以下ごとに、径9 mm以上の鉄筋を配置した控壁で基礎の部分において壁面から高さ5分の1以上突出したものを設けること。

六 第三号及び第四号の規定により配置する鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、縦筋にあつては壁頂及び基礎の横筋に、横筋にあつてはこれらの縦筋に、それぞれかぎ掛けして定着すること。ただし、鉄筋をその径の40倍以上基礎に定着させる場合にあつては、縦筋の末端は、基礎の横筋にかぎ掛けしないことができる。

七 基礎の丈は、35 cm以上とし、根入れの深さは30 cm以上とすること。

<制定：平成12年政令第312号 施行：平成13年1月6日>

第62条の8 (塀)

1 補強コンクリートブロック造の塀は、次の各号（高さ1.2 m以下のへいにあつては、第五号及び第七号を除く。）に定めるところによらなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

一 高さは2.2 m以下とすること。

二 壁の厚さは、15 cm（高さ2 m以下の塀にあつては、10 cm）以上とすること。

三 壁頂及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径9 mm以上の鉄筋を配置すること。

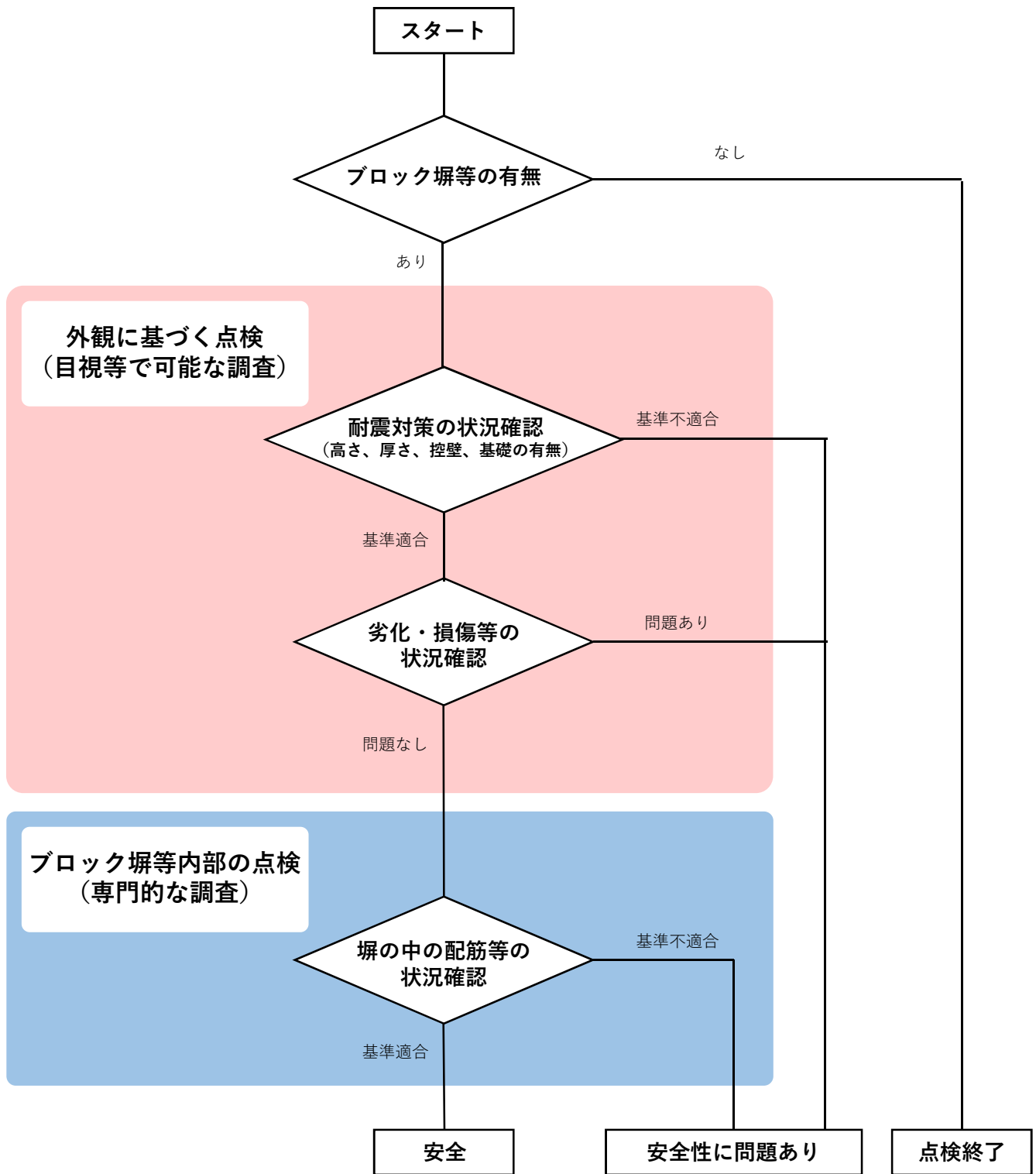
四 壁内には、径9 mm以上の鉄筋を縦横に80 cm以下の間隔で配置すること。

五 長さ3.4 m以下ごとに、径9 mm以上の鉄筋を配置した控壁で基礎の部分において壁面から高さ5分の1以上突出したものを設けること。

六 第三号及び第四号の規定により配置する鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、縦筋にあつては壁頂及び基礎の横筋に、横筋にあつてはこれらの縦筋に、それぞれかぎ掛けして定着すること。ただし、鉄筋をその径の40倍以上基礎に定着させる場合にあつては、縦筋の末端は、基礎の横筋にかぎ掛けしないことができる。

七 基礎の丈は、35 cm以上とし、根入れの深さは30 cm以上とすること。

学校におけるブロック塀等の安全点検（フロー図）



- ・ 応急的な安全対策（撤去、注意喚起、近寄れない措置等）の実施
- ・ 必要に応じ塀の再整備

本募集の対象事業

等

建設工事等に係る補助事業遂行にあたっての留意事項

補助事業遂行に当たっては、補助金の適正かつ効率的な使用が求められているところであり、また、補助金という性質上その使用手続きの透明性を確保することが重要であります。このことは、「行政及び公務員に対する国民の信頼を回復するための新たな取組について」（平成8年12月19日事務次官等会議）及び「補助金等の再点検等について」（平成9年1月17日補助金等適正化中央連絡会議幹事会）においても要請されているところであり、特に建設工事等契約手続き等について適正性及び透明性が求められているところでもあります。（別紙参照）

各学校法人におかれましては、補助金等の使用手続きの透明性の確保に努めるとともに、財務規則等に基づく適正な契約等事務手続きにより補助事業を遂行されているところではありますが、上記要請の趣旨を踏まえ、別紙の事項に留意しつつ建設工事等に係る補助事業のなお一層の適正性、効率性、透明性を確保していただくようお願いいたします。

[参考]

- ・「行政及び公務員に対する国民の信頼を回復するための新たな取組について」（抄）
及び「補助金等の再点検について」（抄）（参考資料1）

(別紙)

建設工事契約手続き等について

補助事業を遂行するに当たっては、その財源となる補助金等の効率的使用が求められており、そのためには、事業実施のために締結される契約手続きが適正になされることが必要です。このことは、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年8月27日法律第179号）においても要請されているところであり、これを受け、文部科学省の交付要綱または交付決定通知書において「補助事業遂行にあたっては、国の契約及び支払いに関する規定の趣旨に従うこと」が明記されているところです。

以下、適正な契約手続き等を行うための参考例を具体的にお示ししますのでこれらの点に留意し補助事業を遂行してください。

1. 契約方式、指名業者の決定方法について

補助事業にかかる契約は、適正かつ効率的になされなければなりません。

そのためには、公正かつ客観的な基準による競争により契約の相手方及び契約金額を決定する方法が妥当であり、これにより、適正性、効率性及び透明性が確保されます。

(契約にあたっての留意点)

- ① 原則として、国又は地方公共団体の契約方法にならい、入札による競争により契約の相手方及び契約金額を決定すること。
- ② 入札によらない場合であっても、複数社から見積もりを徴するなど、より経済的な金額であること。
- ③ 理事会や委員会等において契約方式、指名業者などの決定を行うなど、一担当者の恣意的判断が介入しないようにすること。
- ④ 手続きの明確化を図るため財務規則等の整備についても検討すること。

[参考]

- ・国の契約関係法令（参考資料2）

2. 入札結果等の公表について

国における建設工事等契約の場合、入札結果等の公表がなされています。これは、建設工事等に関する透明性・客観性が求められていることから行われているものです。

補助金についても税金が使用されており、透明性・客観性が求められるのは当然のことです。このことから、補助事業にかかる建設工事等契約の場合も、国における場合と同様に、入札結果を公表することが必要です。

(公表にあたっての留意点)

- ① 公表内容
 - ・競争による契約を行った場合には、全札者名及びその入札金額
 - ・競争によらない契約を行った場合には、契約の相手方及び契約金額

- ② 公表の時期
 - ・契約の相手方及び契約金額の決定後速やかに公表
- ③ 公表の期間
 - ・公表を行った年度及び翌年度
- ④ 公表の場所等
 - ・補助事業者の施設内において閲覧

[参考]

- ・国における入札結果等の公表（参考資料3）

3. 一括下請けの取扱いについて

建設業法においては、請負業者が当該工事について一括して他人に請け負わせてはならない旨の規定があります。

いわゆる「丸投げ」はこの規定に違反しており、また、「丸投げ」を前提とした不当な金額で契約がなされる可能性もあります。

このようなことが起こらないようにするため、補助事業者は一括下請け禁止について契約書に明記しておく必要があります。

(一括下請けの取扱いの留意点)

- ① 一括下請けは、建設業法において原則として禁止されている。
- ② 一括下請けを行う場合には、発注者（補助事業者）の書面による承諾を得る必要がある。
- ③ 上記①及び②について契約書に明記すること。

[参考]

- ・建設業法の規定及び国における一括下請け禁止条項（参考資料4）

(参考資料 1)

- ・「行政及び公務員に対する国民の信頼を回復するための新たな取り組みについて」
(平成 8 年 1 2 月 1 9 日事務次官等会議) (抄)

1 補助金等の再点検について

各省庁において、地方公共団体等事業実施主体を通じた事業実施の適正化を図るため、所管する補助金等について、補助基準及び選定手続き等の再点検を行なうとともに、各々の補助金等の実状に応じた透明性を確保するため、例えば、施設についての交付決定の概況一覧を公表する等必要な措置を講ずる。

- ・「補助金等の再点検について」

(平成 9 年 1 月 1 7 日補助金等適正化中央連絡会議幹事会) (抄)

補助金等の再点検等について

○再点検の内容

補助基準、選定手続き、建設工事契約のあり方等

○透明性の確保

運営主体の運営・財務の公正化、透明化等を図る

○会計法

〔契約の方法〕

第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官（以下「契約担当官等」という。）は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合

においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

② 前項の競争に加わろうとする者に必要な資格及び同項の公告の方法その他同項の競争について必要な事項は、政令でこれを定める。

③ 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で第一項の競争に付する必要がある場合及び同項の競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、指名競争に付するものとする。

④ 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。

⑤ 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

○予算決算及び会計令

（指名競争に付することができる場合）

第九十四条 会計法第二十九条の三第五項の規定により指名競争に付することができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 予定価格が五百万円を超えない工事又は製造をさせるとき。

二 予定価格が三百万円を超えない財産を買い入れるとき。

三 予定賃借料の年額又は総額が百六十万円を超えない物件を借り入れるとき。

四 予定価格が百万円を超えない財産を売り払うとき。

五 予定賃貸料の年額又は総額が五十万円を超えない物件を貸し付けるとき。

六 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が二百万円を超えないものをするとき。

2 随意契約によることができる場合においては、指名競争に付することを妨げない。

(随意契約によることができる場合)

第九十九条 会計法第二十九条の第三五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 国の行為を秘密にする必要があるとき。
- 二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。
- 四 予定賃借料の年額又は総額が八十万円を超えない物件を借り入れるとき。
- 五 予定価格が五十万円を超えない財産を売り払うとき。
- 六 予定賃貸料の年額又は総額が三十万円を超えない物件を貸し付けるとき。
- 七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。
- 八 運送又は保管をさせるとき。
- 九 国際協力銀行、日本政策投資銀行、公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第一条に規定する公庫その他特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人のうち財務大臣の指定するものとの間で契約をするとき。
- 十 農場、工場、学校、試験所、刑務所その他これらに準ずるものの生産に係る物品を売り払うとき。
- 十一 国の需要する物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品を売り払うとき。
- 十二 法律の規定により財産の譲与又は無償貸付けをすることができる者にその財産を売り払い又は有償で貸し付けるとき。
- 十三 非常災害による罹災者に国の生産に係る建築材料を売り払うとき。
- 十四 罹災者又はその救護を行なう者に災害の救助に必要な物件を売り払い又は貸し付けるとき。
- 十五 外国で契約をするとき。
- 十六 都道府県及び市町村その他の公法人、公益法人、農業協同組合、農業協同組合連合会又は慈善のため設立した救済施設から直接に物件を買い入れ又は借り入れるとき。
- 十七 開拓地域内における土木工事をその入植者の共同請負に付するとき。
- 十八 事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接に物件を買い入れるとき。
- 十九 学術又は技芸の保護奨励のため必要な物件を売り払い又は貸し付けるとき。
- 二十 産業又は開拓事業の保護奨励のため、必要な物件を売り払い若しくは貸し付け、又は生産者から直接にその生産に係る物品を買い入れるとき。
- 二十一 公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要な物件を直接に公共団体又は事業者に売り払い、貸し付け又は信託するとき。

二十二 土地、建物又は林野若しくはその産物を特別の縁故がある者に売り払い又は貸し付けるとき。

二十三 事業経営上の特別の必要に基づき、物品を買い入れ若しくは製造させ、造林をさせ又は土地若しくは建物を借り入れるとき。

二十四 法律又は政令の規定により問屋業者に販売を委託し又は販売させるとき。

二十五 国が国以外の者に委託した試験研究の成果に係る特許権及び実用新案権の一部を当該試験研究を受託した者に売り払うとき。

(見積書の徴取)

第九十九条の六 契約担当官等は、随意契約によるうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

国における入札結果等の公表

1 公表の対象

建設工事（地盤調査を含み埋蔵文化財調査を除く）、設計監理業務及び測量業務（以下「建設工事等」という。）とする。

ただし、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第 99 条第 1 号、第 2 号又は第 7 号の規定により随意契約によることとしたもの及び予決令第 99 条第 1 号の規定により随意契約によることができる場合において、予決令第 94 条第 2 項の規定により指名競争に付したもののについては、公表の対象としないものとする。

2 公表の内容

(1) 一般競争に付した場合

- ① 競争参加資格の確認を受けるために申請書の提出した業者名
- ② 競争参加資格がないと認めた業者名及びその理由
- ③ 入札者氏名及び各入札者の各回の入札金額（入札者が見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額。以下同じ。）並びに予決令第 99 条の 2 の規定により随意契約によることとした場合においては契約の相手方及び見積金額（見積者が見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額。以下同じ。）
- ④ 低入札価格調査の結果（会計法第 29 条の 6 第 1 項ただし書に規定するいわゆる低入札価格調査制度に基づく調査の結果。以下同じ。）
- ⑤ 予定価格等（予定価格（予定価格から消費税及び地方消費税相当額を控除した入札書比較価格又は見積書比較価格。以下同じ。）並びに予定価格の種目及び科目別積算内訳。以下同じ。）

(2) 指名競争に付した場合

- ① 指名業者名
- ② 入札者名及び各入札者の各回の入札金額並びに予決令第 99 条の 2 の規定により随意契約によることとした場合においては契約の相手方及び見積金額
- ③ 低入札価格調査の結果
- ④ 予定価格等

(3) 随意契約によることとした場合（予決令第 99 条の 2 の規定により随意契約によることとした場合を除く。以下同じ。）

- ① 契約の相手方
- ② 見積金額
- ③ 予定価格等

3 公表の時期

(1) 一般競争に付した場合

- ① 記の2の(1)の①から④に掲げる事項については、落札者の決定後又は契約の相手方の決定後、なるべく早期に公表するものとする。
- ② 記の2の(1)の⑤に掲げる事項については、契約の締結後、なるべく早期に公表するものとする。

(2) 指名競争に付した場合

- ① 記の2の(2)の①に掲げる事項については、指名通知後なるべく早期に公表するものとする。
- ② 記の2の(2)の②及び③に掲げる事項については、落札者の決定後又は契約の相手方の決定後、なるべく早期に公表するものとする。
- ③ 記の2の(2)の④に掲げる事項については、契約の締結後、なるべく早期に公表するものとする。

(3) 随意契約によることとした場合

- ① 記の2の(3)の①及び②に掲げる事項については、契約の相手方の決定後、なるべく早期に公表するものとする。
- ② 記の2の(3)の③に掲げる事項については、契約の締結後、なるべく早期に公表するものとする。

4 公表の場所

建設工事等の契約事務を担当した課において公表するものとする。

5 公表の方法

(1) 一般競争に付した場合

記の2の(1)の①及び②に掲げる事項については参照の別紙1により、記の2の(1)の③から⑤に掲げる事項については参照の別紙3により閲覧に供するものとする。

(2) 指名競争に付した場合

記の2の(2)の①に掲げる事項については参照の別紙2により、記の2の(2)の②から④に掲げる事項については参照の別紙3により閲覧に供するものとする。

(3) 随意契約によることとした場合

記の2の(3)の①から③に掲げる事項については参照の別紙4により、閲覧に供するものとする。

6 公表の期間

(1) 一般競争又は指名競争に付した場合

公告又は指名の通知を行った日に属する年度及び翌年度において閲覧に供するものとする。

(2) 随意契約によることとした場合

契約を締結した日の属する年度及び翌年度において閲覧に供するものとする。

7 閲覧者名簿の設置

公表の場所に参照の別紙5による閲覧者名簿を備え付け、閲覧者の氏名、住所等必要事項を記入させるものとする。

8 予定価格等の公表

予定価格等の公表については、当分の間、建設工事のみを対象とするものとする。

○建設業法 (抄)

昭和二十四年五月二十四日

法律第百号

(一括下請負の禁止)

第二十二條 建設業者は、その請け負つた建設工事を、如何なる方法をもつてするを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。

2 建設業を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負つた建設工事を一括して請け負つてはならない。

3 前二項の規定は、元請負人があらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合には、適用しない。

4 発注者は、前項の規定による書面による承諾に代えて、政令で定めるところにより、同項の元請負人の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより、同項の承諾をする旨の通知をすることができる。この場合において、当該発注者は、当該書面による承諾をしたものとみなす。

○国における一括下請け禁止条項 (例)

第〇条 請負者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を發揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。